

令和 2 年度東京ブランドの推進業務における Instagram アカウント及び  
ウェブキャンペーン等運営業務委託事業者選定（プロポーザル方式）  
実施要領

1 目的

東京都及び東京観光財団（以下「TCVB」という。）は、東京の持つ都市としての魅力をより印象的に発信するためのアイコンとキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下「アイコン」という。）を活用し、「旅行地としての東京」の魅力を効果的に国内外に発信していく取組を行っている。本事業では、平成 26 年に定めた「東京のブランディング戦略」に基づき、東京の魅力を国内外に発信していく公式 Instagram アカウントの充実を図り、情報の発信及び Instagram 等を活用したウェブキャンペーンの企画運営を行う。

については、より効果的な情報発信と、訪都観光客の増加につながる有効なウェブキャンペーンを実施するため企画力・業務推進能力の高い受託者を選定するため、プロポーザル方式で委託事業者を募集し、各事業者の適格性等を審査する（以下「企画審査会」という）。

2 委託内容

業務委託仕様書のとおりとする。

3 事業提案上限額（消費税等諸税を含む）

金 57,000,000 円也

4 契約の履行期間契約

契約を締結した翌日から令和 3 年（2021 年）3 月 31 日まで

5 選考について

選考については以下の手順及び日程で行う。

(1) 公募開始及び希望申出受付開始

令和 2 年 4 月 23 日（木）

希望申出方法については TCVB ホームページにて契約情報を参照のこと。

(2) 公募締切

令和 2 年 5 月 1 日（金）正午

- (3) 企画審査会への指名通知  
令和2年5月7日(木)
- (4) 質問の受付期間  
令和2年5月7日(木)から令和2年5月11日(月)正午まで  
様式1「質問票」に質問事項を記入し、電子メールにより送付すること。  
※「質問票」送付先電子メールアドレス  
[yamamura@tcvb.or.jp](mailto:yamamura@tcvb.or.jp) [kubota@tcvb.or.jp](mailto:kubota@tcvb.or.jp)  
※口頭や上記以外の方法による質問は一切受け付けない。
- (5) 質問への一斉回答  
令和2年5月12日(火)中に行う。  
企画提案参加者全員に、電子メールで質問及び回答を送付する。  
※どの事業者からも質問票の提出がなかった場合には、回答及び連絡は行わない。
- (6) 企画提案書及び見積書の提出期限  
令和2年5月18日(月)正午
- (7) 企画審査会の開催  
令和2年5月22日(金)
- (8) 審査結果の通知  
令和2年5月25日(月)までに行う。

## 6 企画提案に必要な提出物と提出方法

企画にあたり、「8 選考方法」に示す項目ごとの評価基準を留意のうえ、提案すること。

### (1) 提出物

#### ア 企画提案書

書式は A4 版横(両面)、文字のサイズは 10.5 ポイント以上、言語は日本語とする。企画提案書は、原則下記の項目に従い作成し、各番号を明記すること。企画提案書のタイトルは、「令和2年度東京ブランドの推進業務おける Instagram アカウント及びウェブキャンペーン等運営業務委託」とすること。

#### ① 実施体制

##### ①-1 組織・体制図(TCVBとの連携含む)

※業務遂行にあたり協力先などがある場合はそれらも含めること。ただし協力会社に社名の一部が含まれる場合等は記載に注意すること。

##### ①-2 全体的な業務スケジュール

##### ①-3 その他関連実績等

② Instagram アカウントの運營業務

②-1 発信対象国を踏まえた方向性と計画について

②-2 言語・翻訳の管理について

②-3 デザイン及び構成について

②-4 コンテンツ（フィード投稿・ストーリーズ投稿の具体例）

※世界的な発信トレンド及び現在の渡航制限が続く状況下での他国の観光セクターの発信内容等も踏まえた、東京としての発信案を複数上げること。

その際、フォロワー数、「#Tokyo Tokyo」投稿数、閲覧数、リーチ数等の向上とともにファンの醸成を図る、UGC や他コンテンツの活用を踏まえた工夫を示すこと。

②-5 目標設定および効果測定

③ オンラインキャンペーンの実施業務

③-1 目的とターゲットを踏まえた方向性

③-2 実施期間

③-3 内容

※キャンペーン内容は、国内外の移動規制等の現状を踏まえ、実施時期に照らして適切な内容とすること。東京への渡航が難しい状況においては、その状況を大いに考慮したコンセプトメイキングを行うこと。

※複数案あることが望ましい。

④ 活動報告について

⑤ その他、本事業の運営にあたり有効となるような追加提案、特筆事項等

イ 上記ア①～⑤の企画提案の各ポイントをまとめた概要書1枚程度（A3サイズ等でも可）。

ウ 見積書

見積書には以下の項目を入れ込むこと。

① 仕様書の項目別の内訳及び見積総額を記載すること。

② 見積総額には消費税等諸税を含んだ金額とすること。なお、消費税は10%で見積もること。

③ 人件費、通信費、交通費、物品費等の活動に係るすべての費用を含むこと。

エ 上記「ア 企画提案書 イ 概要書 ウ 見積書」のPDFデータを入れたCD-R等の電子記録媒体

(2) 提出部数と提出体裁

ア 提出部数

次に指定のあるものを除き、自社名及びロゴマーク等は一切記入しないこと。  
ただし、業務にあたっての再委託先、協力先がグループ会社以外の場合は、提案書（社名あり・なし）に全て明記すること。

提出物	自社名及びロゴ	会社印	提出部数
ア 企画提案書	なし	なし	10部
	あり	あり	1部
イ 概要書	なし	なし	10部
	あり	あり	1部
ウ 見積書	なし	なし	10部
	あり	あり	1部
エ 電子記録媒体	あり	なし	1部

イ 提出体裁

「(1) 提出物 ア 企画提案書 イ 概要書 ウ 見積書」については、合わせて1つの形状とし、左上をダブルクリップで留めたものを提出する（製本、ステープル留め等不可、見積書は最終ページとする）。

ウ 書面の宛先

宛先は公益財団法人東京観光財団理事長宛とすること。

(3) 提出方法と提出先

ア 提出方法

郵送または持参とする。

イ 提出場所

公益財団法人東京観光財団 観光事業部

〒162-0801

東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 5 階

担当：山村 副担当：窪田

※提出物の封筒等に「令和2年度東京ブランドの推進業務における Instagram アカウント及びウェブキャンペーン等運営業務委託審査会資料」と朱書。

(4) 企画提案応募の辞退

辞退する場合は様式2「辞退届」を令和2年5月15日（金）正午までに提出すること。

(5) 注意事項

提出期限までに提出物が届かない場合は、企画審査会への参加を辞退したものとみなす。（その場合においても、追って辞退届の提出を行うこと。）

## 7 企画審査会の実施方法・実施時間等

※審査会方法の詳細については追って連絡する。社会情勢等の状況により、オンライン形式または書類審査となる場合があるので留意すること。

### (1) 実施日

令和2年5月22日（金）10時00分～15時（予定）

### (2) 会場

東京都文京区関口1丁目44-4

【新荒井ビル3階】公益財団法人東京観光財団会議室

## 8 選考方法

企画審査会においては、TCVBが別途定める「令和2年度東京ブランドの推進業務におけるInstagramアカウント及びウェブキャンペーン等運營業務委託事業者選定企画審査会実施要領」の審査方法及び審査表に基づき選考を行う。  
評価基準については、下記のとおりとする。

### (1) 実施体制について

- ・ 業務全てが効率的で円滑な運営が行える体制が整っているか
- ・ 業務全てが計画的且つ着実に進められるスケジュールとなっているか
- ・ 業務を運営する上で必要となる経験や実績、ネットワークを有しているか

### (2) Instagramアカウント運營業務について

- ・ サイバーセキュリティの確保、著作権・肖像権等の所在に留意されているか、各種機器での閲覧に支障はないか。
- ・ 言語・翻訳の管理について、特に英語についてはネイティブライティングが可能で、英語が母国語である地域における文化的側面、最新SNSトレンドや実生活における言い回しなども考慮した発信が可能か。
- ・ デザイン及び構成について、ユーザービリティが高く、世界的なトレンド等を取り入れたものとなっているか。
- ・ コンテンツについて、発信対象国の状況・文化背景等も踏まえたものとなっているか。
- ・ コンテンツについて、日本を含む各国の渡航制限の現状を十便に考慮し、なおかつ多くのユーザーの注目を集める工夫がなされているか
- ・ 目標設定および効果測定方法は適切か

### (3) オンラインキャンペーンの実施業務について

- ・ 目的とターゲットを踏まえた方向性が示されているか
- ・ 実施期間は適切か

- ・ キャンペーン内容は適切か、特に各国の渡航・移動制限の状況を考慮し、実施時期に照らして適切な内容になっているか。東京への渡航が難しい状況においても、将来的な旅行意欲を喚起する内容、創意工夫がなされた企画か。
- ・ キャンペーン案は複数示されているか

(4) その他

- ・ 本事業の運営にあたり有効となるような追加提案、特筆事項等はあるか
- ・ 価格は妥当か

9 選考結果の通知について

全ての応募者に対し、選考結果を電子メール（「選考結果について」文書を添付）にて通知する。なお、審査内容に関わる質問については一切受け付けない。

10 質問等

仕様書及び委託事業選定に関する質問については、上記 5(4)に示す質問受付期間中に限り E-Mail にて受け付ける。質問内容については、全て事務局で取りまとめた上で、指名通知を受けた全ての事業者に対し申請時受領の各社 E-Mail アドレスへ一斉に回答する。

11 選定された企画提案者の責務

選定された企画提案者は、別途 TCVB の間で委託契約を締結するものとする。

12 その他

- (1) 企画提案応募に係る費用については、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募書類等に関しては一切返却しない。
- (3) 企画審査会の当日開始時刻に遅れた場合\*は失格とする。  
\*対面プレゼンテーション形式の場合
- (4) 応募を辞退する場合は、提出物の提出期限前日までに辞退届を提出すること。
- (5) 採択された企画提案書を基に、委託者との協議の上本業務仕様書を決定する。本業務の目的達成に資するものと TCVB が認めた企画提案内容について、委託上限額の範囲内において、受託者と協議の上、本業務仕様書の一部変更・修正を行うことができるものとする。

13 本件の問い合わせ先

公益財団法人東京観光財団 観光事業部（担当：山村／副担当：窪田）  
〒162-0801 東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 5 階  
電話：03-5579-2683 / FAX：03-5579-2645

以上